中部経済新聞（2026年11月18日付）
掲載記事は中部経済新聞社の許諾を得て転載しています。

オープンカレッジ

保証人なき時代を包摂する地域社会へ

保証人問題の現状と今後の展望

日本福祉大学社会福祉学部
社会福祉学科准教授
林　祐介



はやし・ゆうすけ　専門は医療機関における保証人問題、身寄りのない患者・高齢者等への支援および医療ソーシャルワーカーによる退・転院支援など。日本福祉大学福祉社会開発研究科修了。博士（社会福祉学）。認定医療ソーシャルワーカー。1977生まれ。

頼れる身寄りがいない方や、家族・親族とのつながりが疎遠になっている方は、病院や施設に入院・入所する際に必要とされる保証人を立てることができないために、受け入れを断られてしまうケースが存在します。私はこのような困難な状況を「保証人問題」と定義し、長年にわたってこの問題についての研究に取り組んでいますが、決定的な打開策はいまだ見出せていません。

病院や施設などの受け入れ側は、保証人に対して多角的な役割・機能を求めています。例えば、日本医療ソーシャルワーカー協会ホームページで公表されている「身寄りのない患者を取り巻く社会的課題についての研究報告書」によると、病院が入院申込書の中に保証人の記入を求めている理由は、以下の通りでした。「入院費等の支払いが滞納になった時に備えて」（97・0％）の割合が最も高く、次いで「患者が急変・死亡した時に備えて」が81・3％、「医療同意が必要になった時に備えて」が67・4％、「退・転院に向けた手続きや準備が必要になった時に備えて」が56・5％という結果でした（n＝1424）。

しかしながら、サービスを必要としている当事者からすると、保証人が確保できないという理由だけで拒絶されてしまっては、行き場を失いかねません。病院・施設へのアクセスが阻害されている現状は、「平等権」への著しい侵害に他ならないといえます。そのため、この構造的課題の是正と環境整備が求められているわけですが、今後こうした方たちが増えてくることを考えると、一日も早い対応が求められています。

一方、この問題は、病院や施設だけでどうにかなる問題ではなく、少子高齢化や単身世帯の増加に伴い生じている構造的な社会問題です。病院や施設が、未収金のリスクや緊急時の対応といった課題を単独で引き受けるには限界があります。この問題の解決には、地域社会全体のセーフティネットを構築していくことが不可欠です。病院・施設だけでなく、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが密接に連携し、保証人の有無にかかわらず誰もが安心して医療・介護サービスを受けられる包摂的な地域づくりを進める必要があります。

制度・政策レベルでも、この問題について大きく取り上げられ始めています。具体的には、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が2026年6月25日に公布され、その中には頼れる身寄りのいない高齢者等を支援することを目的とした「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の創設が盛り込まれました。ただし、事業の担い手として想定されている社会福祉協議会だけでは十分な対応が難しいだけでなく、この事業が目指しているのがナショナルミニマム的な保障にすぎず、経済的に困難な一部の層しか想定されていないのではないかという指摘がなされています。つまり、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」が創設されれば完結するわけではなく、引き続き保証人問題の動向には目を向け続ける必要があると考えます。